

観光デジタルプロモーション等支援業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 委託業務の概要

- (1) 案件名
観光デジタルプロモーション等支援業務
- (2) 委託業務の内容
別添「観光デジタルプロモーション等支援業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおりに従う。
- (3) 委託業務の履行期間
契約締結の日から令和4(2022)年3月31日(木)まで
- (4) 委託契約金額の上限
8,142,000円(消費税及び地方消費税を含む。)
- (5) 事業目的

新型コロナウイルス感染症の影響により、イベント等を活用したプロモーションの実施が難しくなっていることから、「本物の出会い 栃木」観光プロモーション協議会(以下「協議会」という。)が実施する事業においても、デジタルを活用したプロモーションの比重が高まっている。

そこで、マーケティングの発想に基づき、本県への旅行需要を喚起する上で、最も効果的なデジタルプロモーションのあり方について調査及び検討すること、戦略的にデジタルを活用して効果的かつ効率的なプロモーションを実施することが必要である。

また、これらの事業成果の継続的な収集・分析を行うことでPDCAサイクルを循環・深化させ、より効果的なデジタルプロモーションを展開し、本県への旅行需要の創出を図ることを目的とする。

- (6) 書類提出先等
「本物の出会い 栃木」観光プロモーション協議会
(事務局：栃木県産業労働観光部観光交流課) 担当：小林
〒320-8501 栃木県宇都宮市埜田1丁目1番20号(栃木県庁舎本館6階)
電話 028-623-3305 FAX 028-623-3306
E-Mail : kanko@pref.tochigi.lg.jp
受付は土日・祝日を除く午前9時から午後5時まで。

2 プロポーザル参加要件

参加者は、次の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しない者であること。

- (2) 競争入札参加資格等（平成 8 年栃木県告示第 105 号）に基づき、入札参加資格を有するものと決定された者、又は契約締結日までに入札参加資格を取得する見込みのある者であること。
- (3) 参加表明書及び企画提案書の受付期間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成 22 年 3 月 12 日付け会計第 129 号）に基づく指名期間中でない者であること。
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づく再生手続開始の申立てがされている者（同法第 33 条第 1 項規定に基づく再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づく更生手続開始の申立てがされている者（同法第 41 条第 1 項の規定に基づく更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 栃木県暴力団排除条例（平成 22 年栃木県条例第 30 号）第 2 条第 1 号又は同条第 4 号の規定に該当する者でないこと。
- (6) 地方公共団体及び国が発注した類似業務に関し受注実績があり、確実に履行できる者であること。

3 プロポーザル実施の手続

- (1) 予定される実施スケジュール
 - ア 実施要領等の公表（公告開始日）：令和 3（2021）年 2 月 25 日（木）
 - イ 実施内容等に関する質問書の提出期限：令和 3（2021）年 3 月 1 日（月）正午まで
 - ウ 質問に対する回答：令和 3（2021）年 3 月 3 日（水）
 - エ 参加表明書の提出期限：令和 3（2021）年 3 月 5 日（金）17 時必着
 - オ 企画提案書の受付期限：令和 3（2021）年 3 月 19 日（金）17 時必着
 - カ 審査結果の通知・公表：令和 3（2021）年 3 月下旬
- (2) 実施内容等に関する質問

プロポーザルに参加するに当たり、質問事項がある場合は、簡易なものを除き、質問書（別紙様式 1）により電子メール又は F A X により提出すること。
- (3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、栃木県公式ホームページ上で公開する。
- (4) 参加表明書の提出

プロポーザルへの参加を希望する者は、参加表明書（別紙様式 2 - 1）及び参加資格確認書（別紙様式 2 - 2）を作成し、郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

なお、参加表明書提出後に参加を辞退する場合は、令和 3（2021）年 3 月 19 日（金）17 時までに、辞退届（様式任意）を提出すること。

(5) 企画提案書の作成

企画提案書は、仕様書を熟読の上、次のとおり作成すること。

ア 企画提案書の用紙は、原則としてA4版とし、A3版を利用する場合にはA4判サイズに折り込むこと。枚数に制限はないが、カラー印刷とすること。

イ 企画提案書の様式は任意とするが、次の内容を含めて作成すること。

なお、記載順序は任意とする。

(ア) 具体的かつ詳細な業務遂行体制

ただし、仕様書4(3)及び(4)の業務を主として担当する者については、ウェブ解析士の資格を持つ者(同等以上の資格も可とする。)、タグマネージャーを活用して、デジタルマーケティング施策に携わった経験が5年以上である者、又はウェブサイト制作のプロジェクトマネジメントの経験が2件以上である者を選任することとし、業務執行体制に明記すること。仕様書4(3)及び(4)の業務の担当者が同一の者であるかどうかは問わない。

また、仕様書5(2)に定める専任担当者についても、上記に定める資格又は経験のいずれかがある者が望ましい。

(イ) 実施計画及び全体スケジュール

(ロ) 類似業務実績

(エ) 仕様書4(1)に規定する業務における、方針及び手引書の章立て案

(オ) 仕様書4(2)に規定する業務における、SNSの選定方針及び選定結果、並びに選定したSNSの運営方針案及び投稿スケジュール

(カ) 仕様書4(4)に規定する業務における、類似業務で提案者が実施した分析及び改善提案により、事業成果が改善した事例(2事例以上)

(キ) その他提案者の追加提案

ウ 企画提案書は、1者1提案のみとする。

エ 企画提案書の提出部数は、正本1部、副本9部とする。なお、審査の公正を期すため、副本には参加者名を記載しないこととし、参加者名が類推できるような記載を避けること。

オ 提出の際に、協議会長宛ての「見積書」の正本1部を提出すること。

なお、見積書は、必要な項目ごとに可能な限り細かく区別する(諸経費や消費税も区別する。)とともに、企画提案書の見積額と整合させること。

(6) 企画提案書の提出

ア 提出書類企画提案書：10部(正本1部、副本9部)

見積書：1部

イ 提出期限：令和3(2021)年3月19日(金)17時必着

ウ 提出方法：郵送(書留郵便に限る。)又は持参によること。

(7) 企画提案書等提出書類の取扱い

- ア 提出期限後において、提出書類の変更、差替、再提出及び撤回は認めない。
- イ 提出期限後において、提出書類は理由を問わず返却しない。
- ウ 提出書類は、審査に必要な範囲において複製を作成することがある。
- エ 企画提案書は、栃木県情報公開条例（平成 11 年栃木県条例第 32 号）に基づく情報公開請求の対象となる。
- オ 協議会は、必要に応じて、追加資料の提出を求めることができるものとする。
- カ 参加者は、企画提案書の提出をもって、実施要領、仕様書等の記載内容に同意したものとみなす。

4 委託候補者の選定

参加表明書が参加要件に該当することを確認した後、次により審査を行う。

(1) 審査方法

企画提案書の提案者によるプレゼンテーションは実施せず、審査会が設置するプロポーザル審査会により、別表の審査基準により総合的に評価して順位付けを行い、1位となった参加者を契約候補者に選定する。

ただし、審査結果によっては、いずれの参加者も契約候補者に選定しないことがある。

また、参加者が1者であった場合には、総合的に評価して契約候補者としての適否を判断する。

なお、審査会は非公開とし、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けない。

(2) 審査項目・評価内容及び選考委員

別表のとおり。

(3) 審査結果の通知

審査結果については、審査後、速やかに参加者宛て通知するとともに、契約候補者の名称等を栃木県ホームページに掲載し、公表する。

なお、審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

5 契約に関する事項

- (1) 上記4の審査会において選定された契約候補者と契約締結の協議を行う。
- (2) 契約締結の協議においては、企画提案内容をそのまま実施することを約束するものではなく、企画提案書の内容の追加、変更又は削除を求めることがある。
- (3) 契約締結の協議が整わなかった場合には、審査結果の上位の者から順に協議を行う。

6 失格事由

次のいずれかに該当した場合、当該参加者は失格になることがある。

- (1) 提出期限を過ぎて企画提案書が提出された場合

- (2) 必要な記載事項又は書類が欠如していた場合
- (3) 企画提案書に虚偽の内容を記載した場合
- (4) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (5) 本要領に違反すると認められる場合
- (6) その他担当者があらかじめ指示した事項に反した場合

7 業務の適正な実施に関する事項

- (1) 業務の一括再委託の禁止
受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。
ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、協議会と協議の上、業務の一部を委託することができる。
- (2) 個人情報の保護
受託者が当該業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、栃木県個人情報保護条例（平成13年栃木県条例第3号）及び栃木県個人情報保護条例施行規則（平成13年栃木県規則第66号）に準じて、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。
- (3) 守秘義務
受託者は、委託業務の処理に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委託業務が完了し、契約が解除された後においても同様とする。

8 業務の継続が困難となった場合の措置

協議会と受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難となった場合の措置は、次のとおりとする。

- (1) 受託者の責めに帰すべき事由による場合
受託者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、協議会は契約の全部又は一部を解除することができ、委託料の全部又は一部を返還させることができるものとする。
この場合、協議会に損害を与えたときは、その損害に相当する額を、受託者が賠償するものとする。
- (2) その他の事由による場合
天災その他協議会及び受託者双方の責めによらない事由により業務の全部又は一部の継続が困難となった場合、協議会の承認を得て、当該部分の義務を免れるものとし、協議会は、当該部分についての委託料の支払を免れるものとする。

9 支払条件

業務完了確認後の精算払とする。

10 失格事項

以下の事項に該当する場合は、失格となることがある。

- (1) 提出された書類の記載内容が業務委託仕様書等に示す条件に適合しない場合
- (2) 提出された書類に虚偽の内容が記載されていた場合（ヒアリング内容に虚偽があった場合を含む。）

11 特記事項

栃木県議会において、令和3(2021)年度当初予算が原案どおり成立しなかった場合は、このプロポーザルの変更等を行う場合がある。

12 その他

- (1) 事業の成果は、協議会及び栃木県に帰属する。
- (2) 応募の際に要する経費やプロポーザル参加に要する経費については、参加者の負担とする。
- (3) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本標準時及び計量法に定める単位に限る。
- (4) 提出書類及び選考の経過は、非公開とする。
- (5) 企画提案書等に含まれる著作権、特許権等日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負うこと。
- (6) 本プロポーザルへの参加により、協議会及び県から知り得た情報は、他者に漏らしてはならない。
- (7) 本プロポーザルへの応募をもって、仕様書及び実施要領の内容について、同意したものとみなす。
- (8) 契約締結に係る費用は、受託者の負担とする。

附 則

この要領は、令和3(2021)年2月25日から実施し、契約候補者を選定した翌日にその効力を失う。